

美浜発電所1, 2号炉 廃止措置計画変更認可申請書
変更内容に関する補足説明について

これまでのヒアリング・審査会合でご説明した変更内容以外の変更箇所についての補足説明（記載の適正化を除く）は以下の通り。

1. 本文九

第2段階以降の廃止措置計画の具体化として、初回申請時に記載した推定汚染分布に追加して、残存放射能調査工事の結果である推定汚染分布を追加した。

第2段階以降の除染について、除染の対象として、「第1段階に実施する除染の結果、十分な除染効果が得られなかった範囲及び除染の対象としていなかった範囲について」と記載していたが、第1段階に実施した系統除染で十分な除染効果が得られたため、この記載を削除した。また、安全管理上の措置について内容を拡充した。

2. 添付書類二

第2段階以降の廃止措置工事で追加する作業区域は以下の通り。

・使用済燃料輸送容器保管建屋

（作業内容）使用済燃料を搬出する際に使用する。

・A及びB-蒸気発生器保管庫

（作業内容）保管している蒸気発生器等を搬出する際に作業を実施する。

・特高開閉所

（作業内容）1号炉および2号炉用の特高開閉所の中にある遮断機や開閉器等の機器の解体撤去工事を実施する。

・取水口、放水口

（作業内容）海水ポンプ、循環水ポンプの解体撤去、タービン復水器冷却水放水路の解体撤去工事を実施する。

3. 添付書類七

原子力施設の解体に要する総見積額の最終の承認を平成30年9月に受けたため、総見積額の金額を更新したものである。

併せて補正申請にて、原子力発電施設解体引当金を最新の2020年度末の引当金額に更新する。